

第 39 回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：令和 2 年 5 月 26 日（金）13：30～15：30
2. 開催場所：日本電気協会 4階 C 会議室＋Web 会議
3. 参加者（順不同，敬称略）
委員：坂元主査（原子力安全推進協会），鈴木副主査（東京電力 HD），
市川（電源開発），原（四国電力），西川（日本原子力発電），
池本（北海道電力），奥田（関西電力），植圃（中部電力），
大田（中国電力），谷出（北陸電力），橋本（日立 GE ニュークリア・エンジニア），
小峰（三菱重工業），上都（東芝エネルギーシステムズ），
野地（BWR 運転訓練センター），松本（原子力運転訓練センター）（計 15 名）
代理委員：山下（九州電力 福田代理），斉藤（東北電力 伊藤代理）（計 2 名）
常時参加者：増田（三菱重工業）（計 1 名）
事務局：葛西，田邊（日本電気協会）（計 2 名）
4. 配付資料
資料 39-1 運転管理検討会委員名簿
資料 39-2 第 38 回運転管理検討会 議事録（案）
資料 39-3-1 原子力発電所運転責任者判定に係る規定（JEAC-4804）の改定について
資料 39-3-2 原子力発電所運転責任者の合否判定規程の確認スケジュール（2021.5 月確認，6 月施行）
5. 議事
事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，議事が進められた。
 - (1) 代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバ，委員定足数，配布資料の確認
主査による挨拶の後，定足数確認時点で，委員総数 17 名に対して本日の出席委員数は，代理委員も含めて全員参加で検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。
 - (2) 前回議事録（案）の承認
事務局より，資料 39-2 に基づき，事前に確認いただいている前回議事録の紹介があり，承認された。
 - (3) 主査選任
事務局より，電気協会規約上，主査の任期は 2 年以内，再任は 4 回までとなっており，坂元主査は 2 年を越える事から，今回の検討会で主査を選任する。
坂元主査はこれまで再任 2 回これまで行っており，13 条 3 項により「主査は，検討委

員会の互選により選任される」との説明があり、検討会委員全員（坂元主査除き）一致で、坂元主査が互選され坂元主査が再任（3回目）された。

また、副主査として、坂元主査にて東京電力 HD の鈴木委員を指名し、東京電力 HD の鈴木委員より了承された。

(4) JEAC4804, JEAC4805 の今後の進め方について

1) 原子力発電所運転責任者の判定に係るシュミレータ規程(JEAC4805)の改定について
坂元主査より、ANSI の改定による JEAC への反映程度についての確認があった。

主なご意見・コメントは以下の通り。

・JEAC4805 の見直しについてはどうするか。

→ANSI が改定になったばかりなので、内容を確認後するが変更点はそれ程多くはないと考えている。

→松本委員（原子力運転訓練センター）にて、各委員が検討できる項目整理を行うこと。

→優先的に行うのは JEAC4804 とするが、JEAC4805 も並行して作業を進める。

2) 原子力発電所運転責任者判定に係る規定(JEAC4804)の改定について

坂元主査より、資料 39-3-1 に基づき、原子力発電所運転責任者判定に係る規定(JEAC4804)の改定について説明があった。

主なご意見・コメントは以下の通り。

・表 1 の発電用原子炉の運転に関する業務で、廃止措置段階の発電用原子炉施設における運転業務で 0.5 となっているが、これを残しておくのか。

→たとえ廃炉処置になった施設と言っても、運転操作等があり、運転責任者資格を持った者が必要との考えもあることから、残しておくべき。

→また、廃炉が決定されているプラントと運転中のプラントがあり、発電所において運転責任者をローテーションし業務を行っている。

→燃料を取り出すまでは運転責任者を置くと言う考え方もある。

・使用済み燃料貯蔵プールから燃料がなくなってしまうと、運転責任者がいなくても保安規定上も、問題ないと考える。

→廃止措置段階の発電用原子炉施設における運転業務で 0.5 とできるのは、解説 37 に従い運転責任者を配置している場合に限られるという、限定的な扱いとなっているが、それでも必要であるのか。

・バックアップとして運転責任者を置いている社もあるので、削除すると厳しいと思う。

→以上から、現状通り、使用済み燃料貯蔵プールから燃料がなくなってしまうまで、運転責任者を配置している場合に限り、廃止措置段階の発電用原子炉施設における運転業務で 0.5 を係数を使用することができることとする。

・事故時運転操作手順書が改定されるのに伴い、H.1 事故における状況判断に係る運転実技試験項目の例(BWR)の事故時における状況判断及び H.3 事故に際して採るべき措置に関する運転実技試験項目の例 (BWR) の変更が必要と考える。BWR,運転訓練

センター側での対応の考え方を共有願う。

→新基準保安規定改定に合わせて変更対応を考えている。事故時運転操作手順書の改定は、早い電力では今年改定されると考え、それを反映する。事象としては全見直しではなく一部で、格納容器バイパス事象、燃料貯蔵プールの冷却喪失事象ぐらいが追加になると考えている。

・JEAC が改定され、事故時運転操作手順書の改定が行われていないプラントに対しては、どう対応するのか。

→JEAC に書かれているのは例であり、未適合プラントの場合は追加となる対応を選ばない等の実際の運用の中で、新基準適合炉も未適合炉も、どちらも対応できると考えている。

・新基準保安規定の審査スケジュールは現状どうなっているのか。

→補正申請のヒヤリングをしている最中で、9月までの認可を考えると、7月中にヒヤリングを完了させる予定で動いている。

・付属書 K の(5)コロナの影響による対策について尚書で、立会人を加える。

→拝承了解。

・緊急事態宣言時においてとあるが、この部分必要か。

→消してもよいが、記載してあっても問題ないと考える。

・9.資格失効の猶予についての文章で、関係省庁調整の上と書いてあるが、民間規格の JEAC の性格から記載が相応しいか。記載ぶりについて検討が必要。

→事務局側で JEAC/JEAG の全体を確認し、関係者に別途連絡する。

・実技試験，更新訓練の有効期間とあるが、これは削除した方が良いか。

→実技試験を先に実施しておいて、更新試験を Web で実施するなど解説に記載する。

→結局は、運転責任者資格有効期間の猶予に包含されるとの認識。

→実技試験，更新訓練の有効期間は削除する。

(5) その他

事務局より、資料 39-3-2 に基づき、原子力発電所運転責任者の合否判定規程の確認スケジュール（2021.5月確認，6月施行）について説明があった。

主なご意見・コメントは以下のとおり。

・JEAC を改定するタイミングとしては、合否判定規程の改定確認の前が望ましいか。

→事業者としては、JEAC の方が先であると望ましいと考える。

→書面審議、公衆審査、発刊手続きを考えると、原子力規格委員会を12月で審議が必要で。この3か月前の9月には中間報告、各々その1ヶ月前に分科会を行う必要がある。

→NRA との調整も踏まえると、8月の分科会で JEAC4804 が中間報告できる形に完成させる必要がある。

・8月の分科会で突然中間報告するよりは、次回6月の分科会でスケジュールを提示するのが望ましい。

→スケジュール報告として資料 39-3-1 を次回6月分科会に用いること、および本日の

意見反映・各委員からの追加コメント集約、それらを含めた編集上の修正についての主査一任について決議が行われ可決された。

(6) 次回検討会開催時期等

- ・次回検討会は、7月の都合の良い日に Web 形式で実施する。

以 上